

2013年3月15日

ファンの皆様
関係各位

**弊社における全部取得条項付株式発行手続きに関連する訴訟について
終了のお知らせ**

吉本興業株式会社

弊社の元株主19名が、弊社及び弊社取締役3名を被告として提起しておりました弊社のTOBに関連する訴訟について、このたび、弊社及び弊社取締役側の全面勝訴により終了しましたことをご報告いたします。

同事件は、上記株主らにおいて、弊社が平成22年1月28日に開催した臨時株主総会及び種類株主総会において、普通株式を全部取得条項付種類株式へと変更しこれらを弊社が取得する旨を決議したことなどに関連して、株主総会の決議の無効ないし取消しを求めるとともに、弊社及び弊社取締役3名に対して損害賠償を求めたものでした。

同事件について、平成24年6月29日付「弊社TOBに関連する訴訟についてのお知らせ」でお知らせしましたとおり、大阪地方裁判所は、平成24年6月29日に元株主らの請求にはいずれも理由がないとの判断を下し、訴えを退けました。これに対して、元株主らのうち1名のみが弊社及び弊社取締役3名に対する損害賠償請求が認められなかったことを不服として控訴を行いましたが、この控訴審である大阪高等裁判所は、平成25年2月14日に元株主側の控訴を棄却する旨の判決を下しました。その後、元株主側からの最高裁判所への上告（または上告受理申立て）の手續が法定の期限内になされなかったため、上記判決が確定したものであります。

これによって、弊社による上記の全部取得条項付種類株式発行にかかる一連の手續に、何らの法的問題がないことが、あらためて確認されました。

一部マスコミにも取り上げられ、誤った情報なども多数報じられるなか、ファンの皆様、関係者各位には、多大なるご心配をお掛けしましたが、無事勝訴となりました。

ご支援いただいた関係者の皆様には多大なる感謝を申し上げます。今後とも、より一層、事業に邁進してまいりたいと存じますので、引き続き、変わらぬご支援・ご声援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上